

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

1 概説

近年の人口構造の老齡化,医学医術の進歩など社会経済情勢の変動に伴い,我が国の医療需要の構造は大きく変化してきている。こうした状況の中で,国民の保健医療の向上,充実のためには,国民一人一人が自らの健康は自ら守るという自覚を一層高めるとともに,有限な医療資源を効率的に活用して,健康増進,疾病の予防から治療,リハビリテーションまでの一貫した医療体制の確立を図っていくことが重要な課題となっている。

このため,国においても,従来から,救急医療,へき地医療,高度専門医療など地域における医療を確保することを目的として,医療施設の整備充実,医療施設の連系の強化,医師,看護婦等医療従事者の養成確保及び資質向上などの各種施策を推進しているほか,地域の実情に応じた体系的な医療供給体制の整備を図るため,地域における医療計画を策定することを内容とする医療法の改正の検討を進めている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

2 救急医療対策

救急医療対策の対象は、交通事故による負傷あるいは休日、夜間において発生する急病等である。

これらの不慮の事故については、まず、その発生防止について努力を払わなければならないことはもちろんであるが、不幸にして事故等による傷病者が出た場合には、これらの傷病者に対して迅速かつ適切な医療を行い、その被害を最小限にとどめることが必要である。

交通事故による死傷者は、第1-2-1表のとおりであり、ピーク時の45年と比較して大きく減少しているが、近年負傷者数がわずかながら増加する傾向がみられ、交通安全対策の強力な推進とともに救急医療体制の整備が望まれている。

第1-2-1表 交通事故による死傷者数の年次推移

第 1 - 2 - 1 表 交通事故による死傷者数の年次推移					
	件数	死 者		負 傷 者	
		人 数	指 数	人 数	指 数
38 年	531,966	12,301	100	359,089	100
45	718,080	16,765	136	981,096	273
50	472,938	10,792	88	622,467	173
51	471,041	9,734	79	613,957	171
52	460,649	8,945	73	593,211	165
53	464,037	8,783	71	594,116	165
54	471,573	8,466	69	596,282	165
55	476,677	8,760	71	598,719	166

警察庁交通局調べ

このため、38年の消防法の一部改正により救急患者の搬送体制の強化が図られ、更に、39年には救急病院等を定める厚生省令を制定し、救急患者を受け入れる医療施設の体制の整備を図ってきた。56年4月1日現在、全国で5,138か所の医療施設が救急病院、救急診療所として都道府県知事により告示されている。

また、交通事故等による頭部外傷者等の重症患者のため、脳神経外科等高度の診療機能を有する救急医療センターの配置を促進し、51年度末までに214か所の整備が行われた。

次に、休日や夜間に発生した急病患者に対する医療の確保については、47年度から地域の医療関係者の協議による当番医制を実施したほか、49年度から休日夜間診療所の整備及び運営に必要な経費の一部助成を行い、更に51年度から24時間診療体制で脳卒中、心筋梗塞等の重症患者を受け入れる救命救急センターの整備を推進している。

これらの経緯を踏まえて、51年7月には救急医療懇談会によって、総合的な救急医療対策についての提言が

行われた。

この提言を受け,52年度を初年度として体系的な救急医療体制の整備を図ってきているが,その内容は次のとおりである。

(1) 初期救急医療体制

人口5万人以上の市の休日夜間急患センターの整備に対し補助する(既整備401か所,56年度の整備予定は40か所)とともに,地域医師会による在宅当番医制の普及と定着化を図るための助成を行っている。

(2) 第2次救急医療体制

病院群の輪番制,共同利用型病院の2方式により,おおむね広域市町村圏を単位とした第2次体制の整備に対して補助をしている(既整備287地区,56年度の整備予定は33地区)。

(3) 第3次救急医療体制

救命救急センターの整備を促進している(既整備58か所,56年度の整備予定は17か所)。

(4) 広域救急医療情報システム

県域を対象とした救急医療情報センターの整備に対し補助し,病院の応需状況を常時把握して搬送機関に適切な指示ができる体制を整えている(既整備21か所,56年度の整備予定は10か所)。

なお,救急医療技術の向上のために,39年度から救急医療を担当する医師に対し,救急医療の一般研修を行うとともに,43年度から脳神経外科,44年度から麻酔科,更に52年度から小児科について高度の救急医療技術の研修を行っている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

3 へき地医療対策

山村、離島等のへき地における地域住民の医療を確保するため、31年度以来4次にわたり計画を立て地域の特性に応じて診療所の設置、患者輸送車(艇)、巡回診療車(船)の整備等に対し助成措置を講じてきたところであるが、特に第4次計画では、へき地の医療を広域的に確保するという観点からへき地中核病院の整備を中心とする施策が推進されてきたところである。

更に、55年度からは60年度までの6か年を計画期間とする第5次へき地医療対策を策定し、これに基づき実施することとしているが、この計画ではへき地中核病院、へき地保健指導所の整備等従来の施策を拡充強化するほか、新たにへき地医療情報システムの導入、へき地勤務医師の確保事業等を加えて、より総合的な施策を展開することとしている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

4 がん,循環器疾患等専門医療対策

(1) がん対策

がんによる死亡者数の全死亡者中に占める割合は,第1-2-2表のとおりであり,55年には22.4%にも達している。更に30～74歳までの年代では脳卒中をしのいで死亡原因の第1位を占めており,がん制圧に対する国民の要望は強いものがある。

第1-2-2表 悪性新生物による死亡者数,死亡率及び死亡者総数に占める割合

第1-2-2表 悪性新生物による死亡者数,死亡率及び死亡者総数に占める割合				
	死亡者総数 (A)	悪性新生物		死亡者総数に占める割合 (B/A)(%)
		死亡者数 (B)	死亡率 (人口10万対)	
昭和10年	1,161,936	50,080	72.3	4.3
30	693,523	77,721	87.1	11.2
35	706,599	93,773	100.4	13.3
40	700,438	106,536	108.4	15.2
45	712,962	119,977	116.3	16.6
48	709,416	130,964	121.2	18.5
49	710,510	133,751	122.2	18.8
50	702,275	136,383	122.6	19.4
51	703,270	140,893	125.3	20.0
52	690,074	145,772	128.4	21.1
53	695,821	150,336	131.3	21.6
54	689,664	156,661	135.7	22.1
55	722,792	161,681	139.1	22.4

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」
(注) 55年は概数である。

厚生省では,がん対策として,41年度から年次計画をたて,がん診療のための専門医療施設の体系的整備,予防診断面での専門技術者の養成研修,予防対策として集団検診車等の整備及びがん研究の助成を行っている。

医療施設の体系的整備としては、高度の診療機能と研究、研修の中心的役割を果たす施設として、36年度に国立がんセンターを設立し、次いで41年度より全国9ブロックに分けて各ブロックに1か所の地方がんセンター(国立札幌病院、宮城県立成人病センター、神奈川県立成人病センター、県立がんセンター新潟病院、愛知県がんセンター、大阪府立成人病センター、国立呉病院、国立病院四国がんセンター、国立病院九州がんセンター)を設置し、また、都道府県がん診療施設は、診療部門にコバルト60の治療装置等高度の医療機器を有している施設として47年度までに161か所設置された。更に、48年度からは、地域性を考慮し、がん診断機能に重点を置いたがん診療施設を計画的に187か所整備することとして、55年度までに103か所整備した。

専門技術者の養成研修については、がん診療専門医療機関である国立がんセンター、国立呉病院、国立病院九州がんセンターにおいて研修を行っている。

がん制圧のための臨床研究助成金としては、38年度からがん研究助成金(56年度16億円)を交付し、臨床、疫学等を包含した広い分野の研究を推進している。

(2) 循環器疾患対策

脳血管障害、心疾患等の循環器疾患の病因及び病態に関しては現在の医学の進歩にもかかわらず十分解明されていない部分があり、早期診断、的確な治療方法及び効果的な予防方法が確立されていない現状である。

このような情勢に対処するため、52年度に国立循環器病センターを設置し、高度の診療、研究、研修を行っている。また、53年度からは地方において循環器疾患対策の指導的役割を果たす医療施設として各ブロックに1か所国立病院を整備することとしており、55年度までに6か所整備したところである。

(3) 腎不全対策

腎不全患者の医療対策については、46年度に実施した実態調査に基づき、47年度から人工腎臓装置の整備、人工透析に関する専門技術者の養成、医療費の公費負担等の施策を実施してきている。

更に、腎不全の根治療法である腎移植が確立した治療方法となってきたことにかんがみ、52年度から腎移植術を円滑に進めることを目的として、国立佐倉病院を我が国の腎移植に関する中核的医療施設として整備するとともに、他方腎移植施設を全国的に整備するなどの諸施策を行っている。

また、腎移植施設の整備と併せて、腎移植についての普及啓もう活動や、腎移植に必要な腎の提供者の登録等の活動を進めている。

なお、54年12月には、腎移植を適正に普及するため、従来の「角膜移植に関する法律」が改められ、「角膜及び腎臓の移植に関する法律」が制定された。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

5 小児医療対策

近年の我が国の医学医術の進歩は著しく、小児特有の各種疾病(先天性内臓疾患、脳性マヒ、小児ネフローゼ、小児がん、小児ぜんそく等)の治療についてもその成果をあげつつあるが、これらにはなお特殊な診断、治療、看護が必要とされることが多い。

このため、小児固有の各種疾病に対する総合的診断機能を有する小児専門医療機関の全国的な体系的整備を図ることを目途として46年度から国公立病院等を対象に各都道府県に1か所の小児医療センターの整備を推進しているところである。

また、小児歯科医療については、15歳未満のむし歯のまん延が著しく、しかも、むし歯には自然治癒がないことから、歯科疾患の予防のため歯科衛生思想の普及活動、更に歯科医療の強化を図ることとしている。

更に、国立小児病院を我が国の小児医療の中核的な役割を果たす施設とするため、48年度から機能の強化を図っているところである。完成後は小児難治性疾患を中心とした高度な診療と、これに関する臨床研究を行うほか、医師等医療従事者の養成研修を実施することとしている。

そのほか、長期療養を要する小児慢性疾患の治療施設として、養護学校を併設する国立療養所の機能強化を図ることとしている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第1節 医療制度の現状と動向

6 医学的リハビリテーション

心身に障害のある者が社会復帰するため,リハビリテーションに対する需要は近年における脳血管障害や心疾患の増加等疾病構造の変化によって急速に高まっている。特に,老人医療におけるリハビリテーションは重要な意味を有しており,高齢者社会を迎える我が国にとってリハビリテーションについての医療体制の整備は緊急の重要課題となっている。

従来から理学診療科においては整形外科的疾患のリハビリテーションが行われてきたが,脳卒中,心疾患患者等医学的リハビリテーションを必要とする患者が増大している現状に対処するため,47年度から国立病院,国立療養所のリハビリテーション施設の整備を進めている。更に50年度からは公的医療機関におけるリハビリテーション部門の強化を図ることを目途として整備を進めている。

また,理学療法士,作業療法士学校・養成施設の整備については,現在,理学療法士学校・養成施設27校(入学定員555人),作業療法士学校・養成施設17校(入学定員360人)が開設されている。しかしながら,増大するリハビリテーション需要に対して不十分な状況にあり,現在,国立病院,国立療養所に養成所を併設する計画を進めている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

1 概説

医療に関連する業務に従事する者として、現在法制化されている職種には、医師、歯科医師、看護婦をはじめ多くのものがある。医療に関連する業務は、国民の健康及び生命に直接重大な影響をもつものであるため、国としてはこれらの業務を行うことのできる者の資格を厳格に定め、適切な医療の確保に努めている。医療関係者については、人口の老齢化、疾病構造の変化等を十分に考慮し、医療需要の動向に見合った養成を行うことが重要である。近時、医療関係者の養成はかなり充実してきており、今後は、看護婦、理学療法士、作業療法士等について養成確保対策の拡充を図る一方、医学医術の進歩に伴う医療内容の高度化等に十分対応できるようなすぐれた医療関係者を養成することが必要である。

我が国の医療関係者の数を諸外国の状況と比較してみると第1-2-3表のようになる。国によって職種の定義、業務内容が異なるため必ずしも厳密に比較することは出来ないが、おおよその傾向を知ることができよう。

第1-2-3表 諸外国の医療関係者

第1-2-3表 諸外国の医療関係者					
	(人口10万対)				
	年次	医師	歯科医師	薬剤師	看護婦
日本	1980	140	50	95.4	423
イタリア	1974	206	—	69	304
イギリス(イングランド・ウェールズ)	1974	131	29	28	375
スウェーデン	1975	171	86	47	731
西ドイツ	1976	199	52	50	371
フランス	1975	153	50	60	541
アメリカ	1976	168	52	68	674
フィリピン	1975	32	10	11	20
ソ連	1975	288	40	—	447

資料：外国はWHO「World Health Statistics Annual (1976) Vol. Ⅲ」

日本は厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」「衛生行政業務報告」

(注) 1. 日本の医師、歯科医師は上記調査とともに未届者数を考慮して推計したものである。

2. イタリアの医師には歯科医師も含む。

3. アメリカの歯科医師、薬剤師数は、1975年度のものである。

4. ソ連についてはWHO「World Health Statistics Annual (1977) Vol. Ⅲ」による。

5. 日本の薬剤師数は54年末の届出者数である。

6. 日本の看護婦(准看護婦を含む)は54年末の就業者数(一部推計も含む)である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

2 医師

(1) 概況

第1に,医師の数についてみると,55年末には,約16万4,000人(人口10万対140人)と推計される。厚生省では,60年までに人口10万対150人程度の医師を確保することを当面の目標としてきたところであり,56年度には医科大学(医学部)等は80校,総入学定員8,360人となり,60年を待たずに当面の目標を達成できることが確実となっている。

また,54年10月に琉球大学医学部が開校(学生受入は56年4月)したことにより,いわゆる無医大県はすべて解消された。

次に,医師の資質向上については,43年から医師法に基づき医師免許取得直後の臨床研修制度が実施されている。この臨床研修については,国は財政上の助成措置を講じており,その改善充実に努めているところである。

(2) 就業形態別等の医師数

ア 就業形態別医師数

就業形態別の医師数は,54年末において,第1-2-4表のとおりであり,医療施設の従事者は95.3%であるが,そのうち構成比の高いものは,診療所の開設者40.8%,病院の勤務者31.2%,医育機関附属病院勤務者15.3%の順になっている。40年以降5年ごとについてみれば,第1-2-1図のように,病院勤務者特に医育機関附属病院勤務者の割合が漸増していることが指摘できる。

第1-2-4表 就業形態別医師数

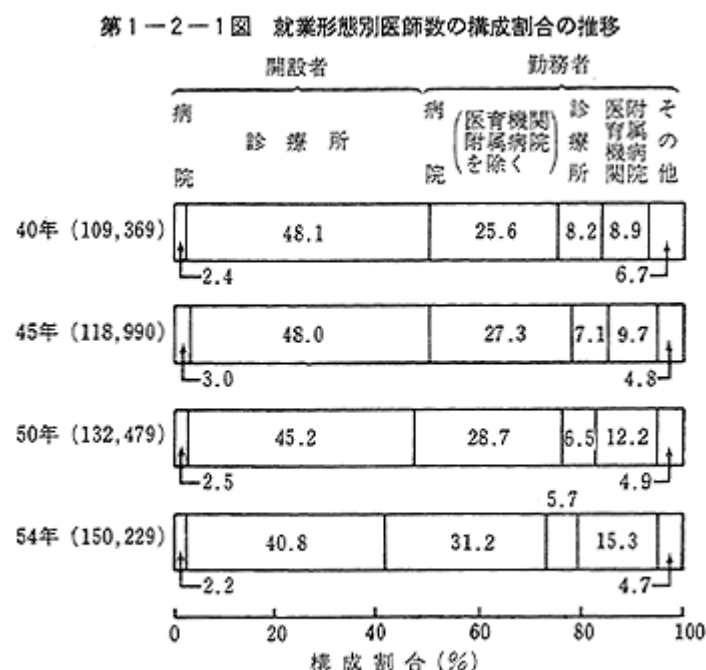
第1-2-4表 就業形態別医師数(54年末)

(単位:人, %)

総 数		実 数	構 成 比
		150,229	100
医療施設の従事者	総 数	143,125	95.3
	病院の開設者	3,360	2.2
	診療所の開設者	61,314	40.8
	病院(医育機関附属病院を除く)勤務者	46,859	31.2
	診療所の勤務者	8,636	5.7
	医育機関附属病院勤務者	22,956	15.3
医以事 療外者 の従 事者	総 数	5,455	3.6
	臨床以外の医学の教育, 研究機関の勤務者	3,336	2.2
	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,119	1.4
そ の 他	総 数	1,649	1.1
	その他の職業に従事する者	338	0.2
	無 職 の 者	1,311	0.9

資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第1-2-1図 就業形態別医師数の構成割合の推移



資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

イ 地域別医師数

次に、地域別医師数を届出先の都道府県別にみると、第1-2-5表のとおり地域によってかなりの不均衡があり、特に東京都周辺の人口急増県については、低い水準にある。更に市町村等の別をみると、54年末における人口10万当たりの医師数は、10大都市では191.6、その他の市では131.9、町村では72.5であって、大都市と町村の格差は依然として大きい。

第1-2-5表 都道府県別医師数

第1-2-5表 都道府県別医師数(54年末)

(人口10万対)(単位:人)

	医師数		医師数		医師数
全 国	129.4	富 山	123.9	島 根	129.3
北 海 道	117.1	石 川	181.7	岡 山	167.2
青 森	118.4	福 井	103.9	広 島	145.1
岩 手	126.1	山 梨	103.0	山 口	139.2
宮 城	144.0	長 野	116.5	徳 島	189.8
秋 田	112.0	岐 阜	107.2	香 川	127.9
山 形	108.3	静 岡	103.0	愛 媛	125.4
福 島	114.0	愛 知	115.6	高 知	140.3
茨 城	87.9	三 重	126.5	福 岡	168.0
栃 木	116.1	滋 賀	108.0	佐 賀	116.6
群 馬	127.1	京 都	178.3	長 崎	161.9
埼 玉	76.5	大 阪	152.1	熊 本	153.7
千 葉	86.4	兵 庫	135.8	大 分	118.9
東 京	164.8	奈 良	115.4	宮 崎	107.1
神 奈 川	118.0	和 歌 山	137.5	鹿 児 島	125.0
新 潟	117.6	鳥 取	182.6	沖 縄	72.2

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(3) 臨床研修による医師の資質の向上

免許取得直後の医師が適切な指導者の下で臨床医として必要な知識及び技能を実地に修練する臨床研修の制度は、医師の資質の向上を図ることを目的として、43年の医師法改正により制度化されたものであるが、その状況は次のとおりである。

第1に、臨床研修を行う場合は、大学附属病院又は厚生大臣の指定する臨床研修指定病院であるが、臨床研修指定病院数は逐年増加し、56年4月1日現在177である。

第2に、医科大学(医学部)卒業生のうち臨床研修を受けるものの割合は次第に増加し、過去3年間についてみても、52年度87.2%、53年度86.2%、54年度82.2%と臨床研修制度が定着していることを示している。

第3に、臨床研修指定病院及び公私立大学附属病院に対する臨床研修費補助金並びに国立病院、国立療養所及び国立大学附属病院における臨床研修の予算額は逐年充実されている。

第4に、臨床研修の内容の充実については、53年3月に医療関係者審議会臨床研修部会から、「プライマリーケアを修得させるための方策」についての意見書が厚生大臣あて提出され、厚生省においては、この意見書の趣旨に沿って関係各方面を指導し、医師がプライマリーケアを修得できるよう努めているところである。また、プライマリーケア指導医の養成を図るため、国立病院において、臨床研修の指導に当たる医師をアメリカに派遣し、プライマリーケア専門コースで研修させることにしているほか、臨床研修指導医等の医学教育者が、より新しい教育・訓練の技法を習得し、効果的な臨床研修を行うことにより医学教育の充実を図る必要があるとの観点から、WHOの後援により「医学教育のためのワークショップ」を開催しており、55年度は、臨床研修指定病院及び医科大学(医学部)の医学担当者30人が参加した。

更に、厚生省においては、臨床研修指定病院等のうち地域医療の中心的な病院に「地域医療研修センター」を整備することにより、卒後臨床研修とあわせて、地域医師の生涯教育の場として活用するとともに、当該地

域における医療機関相互の密接な連携と機能分担を促進することとしている。

(4) 医師国家試験の改善

医師国家試験の改善については、47年に出題形式を客観式に改め、49年から50年にかけて臨床実地問題を導入し、52年から53年にかけて試験委員のための出題基準を作成する等の改善を積み重ねてきた。

更に、54年10月以降医療関係者審議会医師部会において審議が進められ、56年6月、同部会から、医師国家試験のあり方及び改善策を総合的に調査、検討するために常設の専門機関を設置すること、当該専門機関において試験問題のプール制の導入等の改善策について検討すること、秋の試験を廃止して試験の実施を年1回とすること等を内容とする意見書が出されたところである。

この意見書に基づき、医師国家試験が時代の要請にこたえられうるより適切なものとなるよう、具体的な改善策について検討を行うこととしている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

3 歯科医師及び歯科医療補助者

(1) 歯科医師

ア 概況

55年末における歯科医師数は、約5万9,000人(人口10万対50人)と推計される。

厚生省としては、当面の目標として人口10万対50人の歯科医師を確保することとしてきたが、55年4月現在、歯科大学(歯学部)は29校、その入学定員は3,360人となり、急速に養成力の増加が図られてきた結果、55年末にはほぼ目標数を達成したものとみられる。

イ 地域別歯科医師数

歯科医師の地域的分布状況をみると、相変わらず都市集中の傾向が著しく、54年末の人口10万対歯科医師数は10大都市では76.0人であるのに対し、その他の市では40.7人、町村では24.6人と地域による不均衡が目立っている。

また、都道府県別人口10万対歯科医師数は第1-2-6表のとおりである。

第1-2-6表 都道府県別歯科医師数

第1-2-6表 都道府県別歯科医師数(54年末)

(人口10万対)(単位:人)

	歯科医師数		歯科医師数		歯科医師数
全 国	43.8	富 山	32.6	島 根	34.4
北海道	38.8	石 川	37.7	岡 山	41.9
青 森	27.6	福 井	28.3	広 島	47.4
岩 手	40.0	山 梨	44.8	山 口	40.4
宮 城	40.9	長 野	44.8	徳 島	41.8
秋 田	28.9	岐 阜	43.0	香 川	39.7
山 形	30.6	静 岡	37.7	愛 媛	34.6
福 島	35.2	愛 知	45.6	高 知	33.0
茨 城	29.7	三 重	36.6	福 岡	58.2
栃 木	33.4	滋 賀	26.3	佐 賀	40.0
群 馬	32.0	京 都	42.7	長 崎	39.3
埼 玉	31.9	大 阪	50.0	熊 本	32.7
千 葉	36.8	兵 庫	41.0	大 分	42.8
東 京	75.9	奈 良	34.2	宮 崎	30.7
神 奈 川	47.0	和 歌 山	43.9	鹿 児 島	29.6
新 潟	45.2	鳥 取	39.2	沖 縄	20.6

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

ウ 就業状況別歯科医師数

就業状況別歯科医師数は第1-2-7表のとおりであり、医療施設の従事者が96.2%を占めている。このうち、歯科診療所の開設者(開業歯科医師)は66.1%で、前年に比べ1.8%減少しているのに対し、医療施設の勤務者(医療機関附属病院を除く。)は前年に比べ1.3%の増加となっている。

第1-2-7表 就業状況別歯科医師数

第1-2-7表 就業状況別歯科医師数(54年末)

(単位:人, %)

総 数		実 数	構 成 比
		50,821	100.0
医療施設 の 従事者	総 数	48,899	96.2
	医療施設の開設者	33,594	66.1
	医療機関附属病院以外の医療施設の勤務者	11,403	22.4
	医療機関附属病院の勤務者	3,902	7.7
医療施設 以外 の 従事者	臨床以外の歯科医学の教育研究及び衛生行政、保健衛生業務に従事している者	678	1.4
その他	その他の職業に従事する者及び無職の者	1,244	2.4

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

工 歯科医師国家試験の改善

歯科医師国家試験については、51年に出題形式を客観式に改め、それとともに口答試問(口腔外科学)を廃止するなどの改善が図られてきた。また54年11月以降、歯科医師国家試験の改善について審議を重ねてきた医療関係者審議会歯科医師部会から、56年6月意見書が提出され、1)実地試験を廃止し筆記による臨床実地問題を導入すること、2)秋の試験を廃止し試験は年1回とすること、3)卒後の臨床研修制度の導入について検討すること、4)試験問題のプール制の導入など歯科医師国家試験のあり方や改善策を検討するため常設の検討機関を設置すべきこと、などの報告がなされた。

今後、この意見書に基づき、歯科医師国家試験の具体的な改善策について検討を続けることとしている。

(2) 歯科医療補助者

ア 歯科衛生士

歯科衛生士は、歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置と歯科診療の補助を行う女子である。55年末における就業歯科衛生士数は2万501人であり、歯科医師対比1対0.35の割合となっている。このうち病院・診療所に勤務する者が1万9,509人で全体の95.2%を占め、他は保健所などに勤務する者である。

歯科衛生士の養成施設は56年4月現在107か所、その入学定員は5,049人となっている。

イ 歯科技工士

歯科技工士は、歯科医師の指示(指示書)によって患者のための義歯、金属冠あるいは矯正装置などの作製や修理を行う者である。

55年末における就業歯科技工士数は2万2,008人であり、歯科医師対比1対0.37の割合となっている。このうち病院・診療所に勤務する者が55.7%で、歯科技工所の開設者あるいは勤務者は41.2%である。

歯科技工士の養成所は56年4月現在73か所、その入学定員は3,596人である。

また、55年末における歯科技工所数は6,715か所である。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

4 看護職員

(1) 概況

医療関係者の中で圧倒的多数を占める看護職員については、従来から各種の確保対策が講じられてきており、年々その成果がみられている。主として病院・診療所等医療施設で働く看護職員についてみても、当面の目標であった53年末に約49万人という就業者数はほぼ達成できた。しかし全国的にみると充足状況には地域格差や設置主体別格差あるいは医療施設の規模別格差が相当にみられ、なお就業者不足の問題が解決していないところも少なくない。

更に、今後の医療内容の高度化や就業者の勤務条件の改善に伴い看護職員に対する需要はますます増大することが見込まれるため、60年末に約66万人を確保するという新たな需給計画を策定し、引き続き確保対策を推進することとしている。

保健婦、助産婦についてもその役割に対する国民の期待の増大に対処するには就業者数も十分でなく、また就業者の高齢化も著しいことなどから、確保対策を強化する必要がある。

また、量的充実とともに、卒後研修体制の強化等資質の向上に対する施策の充実も大きな課題となっている。

(2) 就業状況

ア 看護婦(士)・准看護婦(士)

54年末における就業者は49万671人で、前年に比し約2万7,500人の増となっている。このうち男性である看護士・准看護士は1万386人で全体の2.1%、対前年比では874人の増である。

就業場所別にみると、全体の72.8%は病院に、24.6%は診療所に、残りは養成所・保健所等に勤務しており、この比率はほとんど例年と変わらない。

54年末の病院病床数約126万9,000床に対し病院勤務看護婦(士)(助産婦を含む)は約36万9,000人で、病床100床当たり29.1人となっており前年の28.2人より0.9人高くなっている。

イ 保健婦

54年末における就業者は1万7,583人で、前年に比し567人の増である。保健婦はそのほとんどが保健所と市町村に勤務する地方公務員であるため、急速な増員は困難な状況にある。しかし、前年に比し保健所勤務者は197人増、市町村勤務者は211人増となっており、今後の国民の健康づくり推進計画の進展に伴って保健婦充実の傾向は続くものと考えられる。

ウ 助産婦

54年末における就業者は2万7,825人で、前年に比し380人の減である。近年自宅分べん件数が急激に減少したこと、また就業者の高齢化が著しいことなどから、開業助産婦数はここ10年間にほぼ半減している。一方、新卒助産婦はほとんどが病院に就業しており、病院就業者数は年々着実に増加している(第1-2-8表)。

第1-2-8表 看護職員就業状況

第1-2-8表 看護職員就業状況

1. 看護婦(士)、准看護婦(士)就業者数

(単位: 人, %)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	そ の 他
総 数	(100.0) 463,132	(72.7) 336,582	(24.8) 115,068	(2.5) 11,482
54 "	(100.0) 490,671	(72.8) 357,454	(24.6) 120,490	(2.6) 12,727
看護婦(士)	(100.0) 229,604	(79.9) 183,452	(15.8) 36,337	(4.3) 9,815
54 "	(100.0) 246,083	(80.2) 197,350	(15.5) 38,170	(4.3) 10,563
准看護婦(士)	(100.0) 233,528	(65.6) 153,130	(33.7) 78,731	(0.7) 1,667
54 "	(100.0) 244,583	(65.5) 160,104	(33.7) 82,320	(0.8) 2,164

2. 保健婦就業者数

(単位: 人, %)

区 分	総 数	保 健 所	市 町 村	そ の 他
53 年 末	(100.0) 17,016	(43.7) 7,437	(42.5) 7,226	(13.8) 2,353
54 "	(100.0) 17,583	(43.4) 7,634	(42.3) 7,437	(14.3) 2,512

3. 助産婦就業者数

(単位: 人, %)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	助 産 所	そ の 他
53 年 末	(100.0) 28,205	(40.1) 11,297	(17.4) 4,908	(39.7) 11,196	(2.8) 804
54 "	(100.0) 27,825	(41.6) 11,581	(17.3) 4,810	(38.4) 10,693	(2.7) 741

資料: 厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」「病院報告」「医療施設調査」及び一部推計による。

(注) () 内の数字は%を示す。

(3) 養成状況

56年4月現在の看護職員の養成状況は第1-2-9表のとおりである。養成所数及び学生定員では課程別に増

減があったが、全体として2か所の減、学生定員では701人の増となっている。

第1-2-9表 看護職員養成状況

第1-2-9表 看護職員養成状況

区 分		学 校 数	学 生 数	応 募 者 数	受 験 者 数	入 学 者 数	競 争 率 (受験者数/入学者数)	充 足 率 (入学者数/学生定員)
保健婦	55年4月	57	2,005	7,016	6,362	1,859	3.4	92.7
	56年 "	57	2,065	7,300	6,708	1,892	3.5	91.6
助産婦	55年4月	68	1,600	4,077	3,668	1,324	2.8	82.8
	56年 "	70	1,650	4,059	3,751	1,329	2.8	80.5
看護婦(士)	三年課程 55年4月	391	17,593	81,248	70,552	15,983	4.4	90.8
	三年課程 56年 "	406	18,613	78,724	69,352	16,760	4.1	90.0
	二年課程 55年4月	460	17,577	35,939	32,963	15,625	2.1	88.9
	二年課程 56年 "	450	17,256	36,744	33,811	15,440	2.2	89.5
准看護婦(士)	55年4月	704	33,676	58,454	56,158	33,927	1.7	100.7
	56年 "	695	33,568	58,090	55,743	33,037	1.7	98.4

厚生省医務局調べ

(4) 対策

ア 看護職員確保対策

(ア) 養成力の拡充

学生に対しては従来から修学資金の貸与を行っているが、56年入学生から月額13,000円(准看護婦6,500円)に増額された。

また、従来から養成所に対して行ってきた施設整備及び養成所運営費に対する補助について増額を図ることとしている。

(イ) 処遇の改善

有子看護職員の就業を容易にするため、従来から病院内の保育所に対する運営費の補助を行ってきたが、56年度においても補助の充実を図ることとしている。

(ウ) 未就業看護職員の就業促進

未就業看護職員の就業希望条件等の登録,医学・看護に関する最新情報の提供,再就業についての相談等の事業を行うため各都道府県にナースバンクを設置し,その運営費の助成を行ってきたが,56年度においても引き続き補助するとともに,無料職業紹介事業も行える体制を整えることとしている。

イ 看護職員の資質の向上

看護職員の資質の向上のためにはまず看護教員の確保を図る必要があるとの観点から,看護研修研究センターにおいて幹部看護教員及び看護婦養成所教員の養成(各課程1か年)並びにそれに関する調査研究を行ってきたが,56年度からは新たに保健婦養成所教員の養成課程を開設したほか,海外研修生の受入れも行うこととしている。

更に,都道府県等に委託して6か月以上の看護教員養成講習会を開催するほか,看護職員に対する現任訓練,実習指導者の講習会等を実施することとしている。

各論
第1編 健康の確保と増進
第2章 医療制度
第2節 医療関係者
5 薬剤師

54年末の薬剤師総数は11万774人であり,このうち女子の占める割合は53.9%(53年53.3%)となっている。業務別内訳は,薬局の開設者及び勤務者が31.6%,病院又は診療所の勤務者が22.8%,大学において教育又は研究に従事する者2.5%,衛生行政又は保健衛生業務に従事者4.3%,医薬品営業(製造,輸入,販売)従事者19.4%,毒物,劇物営業(製造,輸入,販売)従事者0.3%,医薬品及び毒物劇物の製造業以外の化学工業に従事者0.8%,その他の職業に従事する者及び無職の者18.3%となっている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

6 診療放射線技師及び診療エックス線技師

医療における放射線関係の専門職種として,診療放射線技師・診療エックス線技師の制度がある。

診療放射線技師の業務が医師又は歯科医師の指示の下にエックス線・アルファ線などの放射線を人体に照射することにあるのに対し,診療エックス線技師の取り扱うことのできる放射線は100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線に限られている。

56年4月現在,診療放射線技師の学校・養成所は28か所(入学定員1,517人)である。また,53年末の病院及び診療所において就業している診療放射線技師の数は1万3,821人,診療エックス線技師の数は4,142人である。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

7 臨床検査技師及び衛生検査技師

医療に関する検査の分野においては、細菌・血液・病理等に関する検査を行う衛生検査技師の制度と、これらの検査に加えて近年の疾病の診断・治療内容の高度化に伴い重要性を増してきている心電図検査・脳波検査等人体それ自体を直接検査対象とする生理学的検査をも行う専門職種である臨床検査技師の制度が設けられている。

56年4月現在、臨床検査技師の学校・養成所は78校(入学定員4,280人)である。また、53年末の病院及び診療所において就業している臨床検査技師の数は2万6,827人である。

また、細菌、血液等の検査を行う場所である衛生検査所については、構造設備等が一定の基準に適合する場合に都道府県知事の登録を受けることによって「登録衛生検査所」という名称を使用することができるという任意登録制度が設けられていたが、55年12月に法律が改正され、衛生検査所を開設しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないという義務登録制度となり、56年3月から施行されている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

8 理学療法士及び作業療法士

医学的リハビリテーション専門技術者についての資格制度として理学療法士及び作業療法士がある。医学的リハビリテーションについては、近年における脳血管障害者の増加、後遺症を伴う交通事故患者の増加等の疾病構造の変化に加え、健康の増進からリハビリテーションまでを含めた包括的な医療体制の必要の高まり及び医学的・心理学的技術水準の進歩によりその重要性がとみに高まってきた。しかし、我が国では欧米諸国に比べこの分野は遅れており、専門的医療施設の整備拡充とともに、これらの専門技術者を早急に養成することが強く望まれている。

56年4月現在、理学療法士の学校・養成施設は27校(入学定員555人)、作業療法士の学校・養成施設は17校(入学定員360人)となっている。

厚生省としては、理学療法士、作業療法士の養成数の増加を図るため、従来より国立養成施設の整備を促進してきたところであり、56年4月に2か所開校し、また、57年度には4か所の国立の養成施設を開校すべく整備を行っている。更に、55年度からは公立・民間立の養成施設の整備に対する助成を行うとともに56年度からは民間立の養成施設の運営に対する助成を行うこととしている。また、養成所の新設にとって専任教員及び実習指導者の不足が大きな障害の一つとなっているため、専任教員等の養成を行う講習会の開催と国立施設職員の海外研修を行い、養成のあい路を打開しつつリハビリテーション要員の確保策を進めることとしている。

55年末の免許取得者数は、理学療法士が2,778人、作業療法士が978人となっている。

各論
第1編 健康の確保と増進
第2章 医療制度
第2節 医療関係者
9 視能訓練士

眼科医療の分野においては,弱視など両眼視機能の障害がある者を幼少時の段階で矯正治療する専門職種として,視能訓練士の資格が法制化されている。

視能訓練士の業務は,医師の指示の下に両眼視機能に障害のある者に対し,その両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことである。

56年4月現在,視能訓練士の学校は3校(入学定員120人)であり,55年末の免許取得者は743人である。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第2節 医療関係者

10 あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師,柔道整復師等

あん摩,マッサージ,指圧,はり,きゅう,柔道整復は我が国では古来からいわゆる東洋医学系統に属する施術として行われてきたものであるが,近時,はり,きゅうについてその治療法としての効果を再評価しようとする機運が高まりつつある。

これらの業務に従事する者は54年末で,あん摩マッサージ指圧師8万123人,はり師4万6,341人,きゅう師4万4,816人,柔道整復師1万2,313人となっている。

これらの施術者は,それぞれ,学校・養成施設を卒業した後に都道府県知事の試験を受けて免許を与えられる。なお,あん摩マッサージ指圧師については,これが古来から視覚障害者の生業として重要な地位を占めていたことにかんがみ,「あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律」において,あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者の占める割合を勘案し,視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため,この業種に係る視覚障害者以外の者の学校・養成施設について厚生大臣・文部大臣は認定しないことができるとされている。

以上のほかに,電気,光線,手技,刺激,温熱等を用いるいわゆる医業類似行為は,23年のあん摩等法施行当時及び39年の同法の一部改正当時に届け出た者に限り営業を行うことを認められている。49年度において行った実態調査では,48年12月現在営業を行っていると確認された者は3,200人である。

この医業類似行為業者の取扱いについては,49年12月のあん摩,マッサージ,指圧,はり,きゅう,柔道整復等中央審議会の答申を受けて,医学・医療技術の専門家からなる調査研究班を設置し,調調研究を進めているところである。

各論
第1編 健康の確保と増進
第2章 医療制度
第3節 医療施設
1 概説

医療施設は、国民に医療を提供する場であり、医療法の規定により病院、診療所及び助産所に区分されている。また、薬局も広い意味での医療施設であり、薬事法に規定されている。

これらには国、地方公共団体、日本赤十字社等が開設(経営)する公的な施設と医療法人、学校法人、個人等が開設する私的な施設とがあり、その規模、性格及び機能は様々であるが、今後ますます増大かつ多様化すると思われる医療需要にこたえるためには、これらの医療施設が地域の特性に応じてそれぞれの機能を十分に発揮し得ることが必要である。

我が国の病院数、病床数がどのような水準にあるかを諸外国と比較すると第1-2-10表のようになる。比較に当たっては各国の医療制度、社会環境、歴史的背景等の違いに留意しなければならないが、この表は我が国の医療施設の水準を探る一つの指標であるといえる。

第1-2-10表 諸外国の病院数及び病床種類別病床数

第1-2-10表 諸外国の病院数及び病床種類別病床数							
	年次	病院数	病 床 数				人 口
			総 数	再 掲			
				結 核 病 院	精 神 病 院	一般病院	
日 本	1980	9,055 (0.8)	1,319,406 (112.9)	3,889 (0.3)	227,223 (19.4)	1,074,757 (91.9)	千人 116,916
アルゼンチン	1969	2,864 (1.2)	133,847 (55.8)	5,434 (2.3)	20,847 (8.7)	91,730 (38.3)	23,980
ア メ リ カ	1977	7,234 (0.3)	1,365,626 (63.0)	3,281 (0.2)	227,709 (10.5)	1,073,167 (49.5)	216,817
フィリピン	1973	813 (0.2)	62,939 (15.6)	9,935 (2.5)	7,000 (1.7)	41,062 (10.2)	40,219
フ ラ ン ス	1976	3,566 (0.7)	557,992 (105.5)	9,000 (1.7)	106,100 (20.1)	429,074 (81.1)	52,890
ド イ ツ 連 邦	1977	3,416 (0.6)	722,953 (117.8)	11,109 (1.8)	61,433 (10.0)	434,941 (70.8)	61,396
イ タ リ ア	1976	1,931 (0.3)	582,003 (103.6)	—	97,557 (17.4)	416,633 (74.2)	56,170
スウェーデン	1976	720 (0.9)	122,998 (149.0)	1,218 (1.5)	22,144 (26.8)	60,275 (73.0)	8,255
イ ン グ ラ ン ド	1977	2,242 (0.5)	385,803 (83.1)	2,410 (0.5)	85,369 (18.4)	173,858 (37.5)	46,400
ソ 連	1977	23,700 (0.9)	3,140,000 (121.3)	—	—	—	258,932

資料：WHO「World Health Statistics Annual 1978 Volume III・1980」、厚生省統計情報部「医療施設調査」

(注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここではWHOの統計表に従った。
2. ()内は人口1万対である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

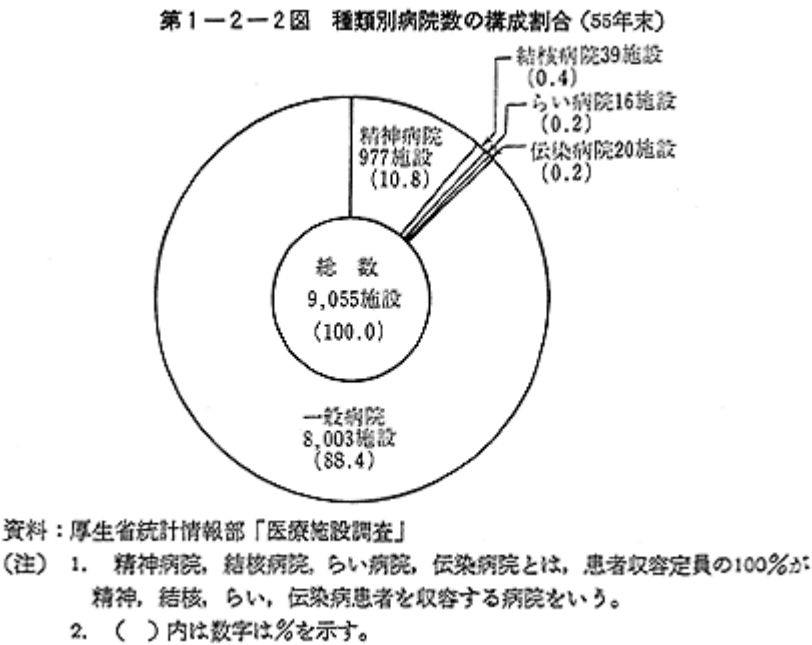
第3節 医療施設

2 病院

(1) 病院の現状

55年末現在における全国の病院数は9,055で、全病院数の88%が一般病院である(第1-2-2図)。ここ数年来の傾向として、一般病院、精神病院は増加し、結核病院及び伝染病院は減少している。これは、近年の我が国の疾病構造の変化を反映しているといえる。

第1-2-2図 種類別病院数の構成割合

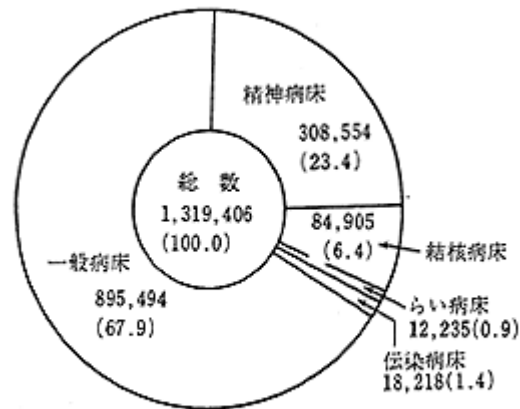


また、病床規模別にみると比較的規模の大きな病院など伸び率が高くなっている。

全国の病院が有する病床数は、55年末現在131万9,406床でこれを種類別にみると、病院数と同様の傾向を示し、全病床の67.9%に当たる89万5,494床が一般病床となっている(第1-2-3図)。

第1-2-3図 病院病床数の種類別構成割合

第1-2-3図 病院病床数の種類別構成割合(55年末)



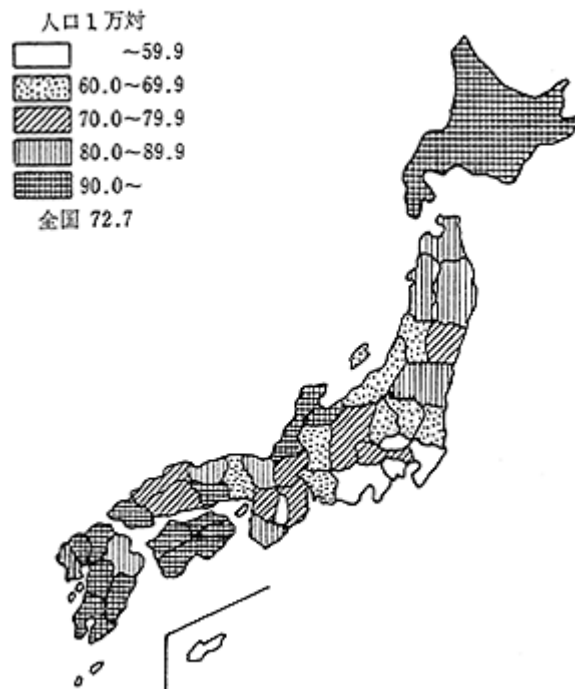
資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」
(注) () 内の数字は%を示す。

次に、これらを人口1万対でみると、全病床では112.9となっている。

更に、一般病床の人口対比を都道府県別にみると第1-2-4図のとおりであり、人口の集中する大都市周辺の地域においては、病床の整備が増加する人口に追いつかない等地域差がみられ、今後検討を要する問題の一つとなっている。

第1-2-4図 都道府県別人口1万対一般病床数

第1-2-4図 都道府県別人口1万対一般病床数
(55年末現在)

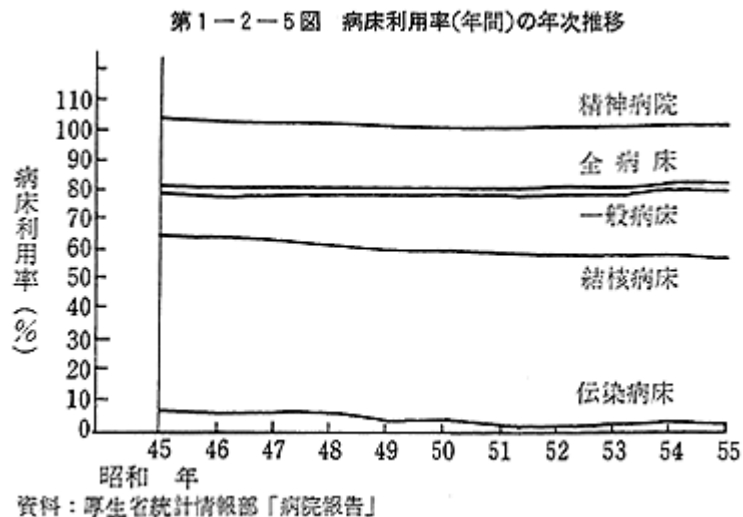


資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

病院を利用する患者の数は年々増加しており,55年における新入院患者数は707万3,668人,1日当たりの外来患者数は145万8,438人となっている。

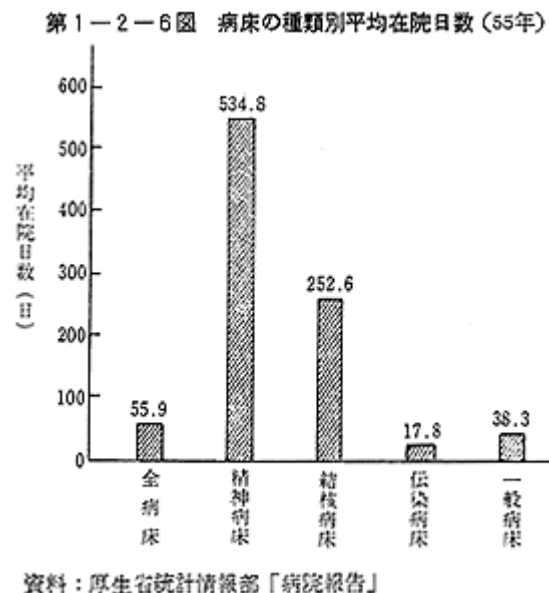
病床利用率の年次推移は第1-2-5図のとおりであり,一般病床,精神病床の利用率はほとんど変わらないが結核病床及び伝染病床の利用率は低くなってきている。

第1-2-5図 病床利用率(年間)の年次推移



また,55年の病床の種類別平均在院日数は第1-2-6図のとおりであり,これを諸外国の一般病院における在院日数と比較すると,医療制度,統計方法等の違いを考慮してもなお,我が国の在院日数が長いことがわかる(第1-2-11表)。

第1-2-6図 病床の種類別平均在院日数



第1-2-11表 諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

第1-2-11表 諸外国の一般病院の病床利用率及び在院日数

国名	年次	病床利用率	平均在院日数
日本	1980	81.4	38.3
アメリカ	1977	73.7	8.0
ドイツ連邦	1977	82.7	15.8
イタリヤ	1976	72.8	12.5
スウェーデン	1976	77.4	12.6
フランス	1976	79.6	14.0
デンマーク	1970	84.0	12.8
イングランド	1975	75.6	12.8

資料：WHO「World Health Statistics Annual 1977 Volume III・1980」，厚生省統計情報部「病院報告」

2. 日本は一般病床である。

各論
第1編 健康の確保と増進
第2章 医療制度
第3節 医療施設
3 診療所

(1) 一般診療所

55年末における一般診療所の施設は7万7,611施設で,その93.5%が私的診療所である(第1-2-12表)。

第1-2-12表 開設者別一般診療所数の推移

第1—2—12表 開設者別一般診療所数の推移						
	総 数	国	公 的	社会保険 関係団体	会 社	私 的
51 年 末	73,915	811	3,190	783	2,935	66,196
52	74,894	821	3,247	766	2,955	67,105
53	75,479	825	3,286	751	2,891	67,726
54	76,730	837	3,368	756	2,880	68,869
55	77,611	837	3,453	757	2,874	69,690

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

(2) 歯科診療所

55年末における歯科診療所の施設数は3万8,834施設で,その99.2%が私的歯科診療所である(第1-2-13表)。

第1-2-13表 開設者別歯科診療所数の推移

第 1 — 2 — 13表 開設者別歯科診療所数の推移

	総 数	国 公 的	社会 保険 関係	会 社	私 的
51 年 末	33,526	6	179	27	31
52	34,593	5	201	26	31
53	35,538	5	233	23	36
54	37,109	5	254	22	35
55	38,834	5	288	24	42

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

4 助産所

助産所は54年末現在3,184か所であり,前年より29か所の減となっている。自宅分べんが減少したことや助産婦の高齢化による離職が主な原因と考えられる。

一方,市町村が母子保健活動の拠点として設置している母子健康センターは,母性及び乳幼児の保健指導を行うとともに助産を取り扱う施設としておかれており,今後もその活躍が期待されている。56年3月現在678か所となっている。

54年に助産所で取り扱った分べん件数は7万2,891件であり,全出生件数164万2,580件の4.4%である。

54年末の助産所就業者は助産所開設者3,184人,助産所及び母子健康センターの従事者1,280人,出張のみの者6,229人,計1万693人となっており,総数では減少の傾向を示している。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

5 薬局等

(1) 薬局及び医薬品販売業

55年末現在の薬局その他の医薬品販売業者の内訳は、薬局が3万1,346(54年は3万81),一般販売業が1万6,298(54年は1万5,460),薬種商販売業が1万8,831(54年は1万8,539),特例販売業が2万9,880(54年は3万870),配置販売業が1万8,321(54年は1万8,515)となっている。

(2) 医薬分業

医薬分業とは、医療において、患者の診療は医師に、調剤は医師の処方せんに基づき薬剤師にと、「医」と「薬」をそれぞれの専門家が分担して行う制度である。

法制的には、31年にいわゆる医薬分業法が成立し、現在に至っている。これは医師法、歯科医師法及び薬剤師法の改正により、法制が整備されたことをいうものであるが、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び医師が投薬することが治療上必要と認められる一定の場合順いて源則として医師は患者に処方せん交付しなければならないものとされている。

医薬分業を実施する場合のメリットとしては、患者の側からみた場合、1)専門技術による分離が行われ、医師と薬剤師の協調により、医療の充実が期待できること、2)処方内容が明らかにされるため、自己の疾病治療に対する自覚と責任が高まること、3)薬局が自由に選択できるため、調剤の待ち時間が短縮されることなどがあげられる。また、医師の側からみても、1)処方医薬品の選択が自由になること、2)医薬品の購入、管理、保険請求事務から解放され、医療に専念できることなどの利点がある。また、薬剤師にとっても、薬剤師本来の知識、技術を提供し得るようになるというメリットがある。しかし、一方で、患者にとっては、1)薬局へ足を運ぶ不便が生じ、2)費用分担が短期的にみれば、高くつくようになる場合もあることなどが欠点として指摘されている。

上述の種々の利点や法制上の整備にもかかわらず、医薬分業は我が国では余り普及していなかったが、最近、医療関係者間に医薬分業推進の気運が徐々に高まってきている。54年度の我が国における医薬分業の実施状況は、保険調剤の処方せん枚数で4,055万枚、金額にして1,084億円であり、前年度に比べそれぞれ32.7%、40.4%増加している。また、月別の処方せん枚数の推移をみても、徐々にではあるが着実に増加しており、55年9月分として社会保険診療報酬支払基金が取り扱った処方せん枚数は348万枚で49年9月に比べ約9倍に増加している(保険調剤にはこの他に国民健康保険等によるものもあり、支払基金の扱い分は全体の約70%である)。もっとも全体の投薬量に比較すると、保険調剤による投薬量はまだわずかであると推定される。

厚生省では,円滑な処方せん受入れを図るため,現在までに次のような事業を行ってきた。

医薬分業共同事業設備整備補助

医薬分業推進指導者講習会

薬局薬剤師教育研修

医薬分業についての啓もう普及

今後,医薬分業を全国的規模で円滑に実施していくため,処方せん発行側の医師の協力が必要であるが,日本医師会も医薬分業推進の立場を明らかにしており,医師,薬剤師の協力と国民の理解のもとに,調剤薬局の調剤医薬品整備や,施設設備整備の備など,受入れ体制の一層の充実向上を図ることにより,医薬分業の進展が期待されるところである。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

6 国立病院と国立療養所

厚生省の所管する国立病院,国立療養所は,地域における医療を担当するほか,公的医療機関とともに,医療の普及向上の面で特別な使命を果たすことを目的として,設置運営されている。

(1) 国立病院

国立病院は,旧陸海軍病院を転用して,20年12月1日発足以来,既に30年以上を経過している。

その間,我が国の医療需要の変遷や地域の実態に即応して施設数の増減をしながら,56年6月現在病床数4万660床,病院数99か所(うち分院3か所)が全国各地に設置されている。また,国立がんセンター1か所,国立循環器病センター1か所が設置されている。

国立病院は,総合機能を持つことを原則として,更に各施設の立地条件,現有機能等を勘案しつつ,それぞれに,がん,循環器疾患,腎疾患,難病,小児疾患などに対する特殊診療機能を強化してきている。特に,がん,救急医療,へき地医療等の対策に関し重要な役割を果たしており,地域における医療活動の中核となっている。例えば,がん対策としては,国立がんセンターを頂点とし,58の国立病院が地方がんセンター又は都道府県がん診療施設として位置づけられ,がん患者の診療に当たっている。

救急医療については,52年度を初年度とする救急医療体制の整備計画に基づいて,国立病院は主として第三次,第二次救急医療を担当することとされている。56年度末までに,第三次救急医療体制としては,救命救急センター10か所を整備し,第二次救急医療体制としては,地域内の病院群が輪番制で実施する方式に64か所が積極的に参加することとしている。

へき地医療対策としては,各都道府県の行うへき地医療計画の一環として,へき地中核病院の整備を進めており,国立病院も14病院が指定され,無医地区の巡回診療や医師の派遣を行っている。また,その他に7か所のへき地診療所を付設している。

その他,特殊な分野の専門医療機関としては,循環器疾患に関する我が国の中枢的機関として国立循環器病センターが52年6月に発足しているほか,国立小児病院がある。

また,難病対策の一環として,難病を担当する難病基幹施設に研究棟を整備して難病に関する臨床研究を推進するとともに,54年度において3,300床の難病病床を運営し,難病患者の診断,治療に当たっている。

このほか,32の国立病院が臨床研修指定病院として,大学卒業後の医師の臨床研修を担当している。

また,看護婦養成所61か所(学生定員8,422人),助産婦養成所5か所(学生定員170人),臨床検査技師養成所1か所(学生定員90人),視能訓練士養成所2か所(学生定員80人)及び理学療法士・作業療法士養成所2か所(学生定員200人)を附置し,それぞれの職種の養成を行っている。

(2) 国立療養所

国立療養所は、特殊の療養を要する者に対して医療を行い、併せて医療の向上に寄与する機関として全国に設置され、広く国民に利用されている。

56年度当初における国立療養所は、合計153か所(うち、らい療養所13か所)である。

国立療養所は、結核の医療を主たる役割としてきたが、結核に対する治療方法の進歩や予防対策の進展などにより結核入院患者は年々減少の傾向にある。

しかし依然として結核対策は重要な問題であり、結核医療の拠点としての療養所の使命にはなお大きなものがある。更に、ぜんそく、ネフローゼ等の小児慢性疾患や肺がん等の胸部疾患、脳血管障害などに対する医療需要が増大しつつあり、これらの慢性疾患の専門医療施設としても、国立療養所の役割は一層高まってきた。

加えて、30年代の終わりから新たに進行性筋ジストロフィー、重症心身障害等のため長期の療養を必要とする者を対象とする特殊な診療機能の整備に着手し、進行性筋ジストロフィーについては、55年度末現在26施設2,420床、重症心身障害については、55年度末現在80施設8,080床を運営している。

48年度からは、難病対策として、重症筋無力症等神経筋疾患、小児慢性疾患、小児異常行動及び脳卒中リハビリテーションのための病床を設置しており、55年度においても500床を整備するとともに結核病床の一部をこれらの病床に転換している。

また、50年度からは、アルコール中毒基幹施設、呼吸不全基幹施設、胸部疾患基幹施設、てんかん基幹施設、骨・運動器疾患基幹施設、小児慢性疾患基幹施設、神経筋疾患基幹施設、スモン基幹施設、情動行動障害基幹施設、総合リハビリテーション基幹施設の整備を進めてきているほか、呼吸不全、胸部疾患及び小児慢性疾患については55年度から各ブロックの中心的役割を果たす地方基幹施設を整備し体系化を図っている。

53年1月国立武蔵療養所内に開設した神経センターは、臨床部門5部、基礎部門5部で運営してきたが、56年度は、更に臨床部門に疾病研究第6部が増設され、研究機能の充実を図ることとしている。

また、54年度からは、従来の難病対策の一環として整備してきた脳卒中リハビリテーションを大きく取り上げ、その医療を担う病床、機能訓練棟の整備のほか全国及び各ブロックの中心的役割を果たす基幹施設及び地方基幹施設を整備し、体系化を図るとともに、モデル的に10か所において各種の老人慢性疾患の診療ができるよう機能を付与することとし、56年度には5か所について運営することとしている。

なお、全国で91か所の国立療養所に養護学校(学級)が併設され、小児慢性疾患等の医療と併せて教育が行われている。

これらのほか、精神疾患、非結核性胸部慢性疾患、交通災害、あるいは、脳卒中の後遺症等各種の慢性疾患に対する医学的リハビリテーションの需要が急速に増大していることにかんがみ、理学療法士、作業療法士の養成のため、38年5月国立療養所東京病院、48年4月国立療養所近畿中央病院、52年4月国立犀潟療養所、54年4月国立療養所東名古屋病院及び56年4月国立療養所箱根病院にリハビリテーション学院(入学定員各40人)を附置したところであり、更に、国立療養所福岡東病院に57年4月開校予定で整備を進めている。

また、国立療養所には、55年度末において看護婦養成所52か所(学生定員5,305人)、准看護婦養成所29か所(学生定員1,455人)を附置し、看護婦、准看護婦の養成を行っている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

7 公的病院の病床規制

医療法第7条の2により,地方公共団体や日本赤十字社など公的性格を有する病院の開設,増床等について,医療施設の偏在を防止し,計画的整備を図る見地からの規制が行われている。

すなわち,公的性格を有する病院の開設者が,病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合に,病床数が当該病院の所在地,性格等に応じて設定されている一定地域における必要病床数を超えることになるときは,都道府県知事は許可を与えないことができることとされている。

この規制の基準となる地域ごとの必要病床数を算定するに当たって使用する数値は,この制度が創設されて以来逐次見直しが行われてきている。現在の数値は54年2月の医療審議会の答申に基づき定められ,54年3月1日から適用されている。

その内容は,次のとおりである。

公的病院の病床規制

一 般 病 床	人口1万人に対し70床
精 神 病 床	人口1万人に対し25床
結 核 病 床	人口1万人に対し23床

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

8 医療機関の助成等

医療法に定める必要病床数に病院の病床数が達していない地域、いわゆる不足病床地区における医療施設の整備については、国庫補助のほか、医療金融公庫、年金福祉事業団及び特別地方債の融資により量の充足対策として逐年その推進が図られているところである。

一方、最近の医学医術の進歩、医療需要の変化に対応した高度専門医療施設の整備は極めて緊急性を要する課題であり、このため、がんその他の成人病対策、救急医療、小児医療及び医学的リハビリテーション等高度の診療機能を必要とする病院の整備に対する国庫補助及び融資を行っており、質の向上にも努めているところである。

また、老朽化した病院の改築については、その耐火構造化及び近代化が進められているが、病院建物には老朽化した木造建物がなお一部残っており、患者の安全確保、特に防火体制の面から早急に改善を図る必要がある。このため、医療金融公庫、年金福祉事業団及び特別地方債の融資により耐火構造化を進めている。

55年度における医療金融公庫、年金福祉事業団及び特別地方債融資の事業計画額は2,908億円であった。

更に、近年はこれら専門的医療を行う病院及び辺地に存する小規模病院の運営が医業収入をもってしては賄いきれない実情を考慮して、48年度から日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び北海道社会事業協会の開設している病院(いわゆる公的4団体)で、赤字を有し、かつがん診療、救急医療等の分野で地域医療の確保に貢献しているものについてその特定の診療部門に着目し、運営に要する経費の部を補助し、これらの病院機能の充実強化を図っている。

また、52年度からは、これらの団体が開設する病院の経営改善を図り、公的使命達成に必要な医療体制の整備を促進するため、病院間の相互援助の立場から各病院の資金拠出により財政調整を行う事業に対して助成措置を講ずることとした。

地方自治体の設置する病院については、49年度から離島、過疎地域等辺ぴな地域に所在する小規模病院の運営費について助成することとしたほか、50年度から救急医療の中心的役割を果たしている病院を、52年度からはがん診療を行っている病院を助成対象に加え、54年度からは辺ぴな地域に所在する小規模病院について助成のための条件を緩和し、また55年度からは、小児医療部門を有する病院に対しても助成対象に加えたところである。

各論
第1編 健康の確保と増進
第2章 医療制度
第3節 医療施設
9 医療金融公庫等

医療施設の整備に必要な長期低利の資金を融通する制度として,医療金融公庫,年金福祉事業団等による融資と特別地方債がある。

医療金融公庫は医療施設を開設する個人及び医療法人等に対し,特別地方債は地方公共団体に対し,それぞれ医療施設の整備に必要な資金の融資を行っている。

医療金融公庫についてみると,55年度の借入申込額1,356億円(前年度からの繰越額420億円を含む。),貸付契約額828億円であり,55年度末の貸付残高は5,555億円となっている。

また,医療金融公庫は,病床あるいは診療所の不足地域に優先的に貸付けを行うなど,国の施策に即応した融資を実施している。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第3節 医療施設

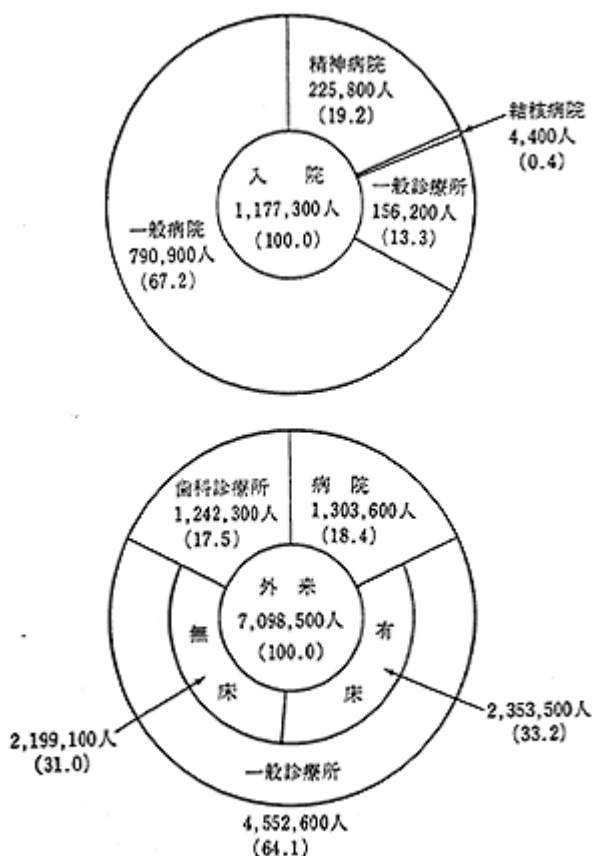
10 医療機関の運営状況等

(1) 運営状況

患者調査によると,54年7月11日に全国の医療機関が取り扱った患者数は約828万人(入院118万人,外来710万人)と推計されており,入院患者では一般病院に入院しているものが67.2%を占めて最も多く,外来患者では64.1%が一般診療所を利用している(第1-2-7図)。

第1-2-7図 医療機関別患者数の構成割合

第1-2-7図 医療機関別患者数の構成割合(54年7月11日)



資料：厚生省統計情報部「患者調査」

(注) ()内の数字は%を示す。

1施設当たりの患者数は、病院では、入院119人、外来152人となっている。

一般の有床診療所では入院5人、外来78人、一般の無床診療所、歯科診療所では外来患者数がそれぞれ48人、34人となっている。

病院報告によれば、54年末の病院における従事者数は93万7,000人となっており、1病院当たりの従事者数は107人である。

また、経営収支の面では、石油価格の高騰等により、55年には悪化の傾向がみられるようになり、56年6月社会保険診療報酬の改定が行われた。

(2) 病院の経営管理と管理技術の普及

病院には24時間を通じ患者を収容、治療する使命があること、また、従事者の職種が多様でしかも特殊な免許や資格を持った専門的職員の数が多いなど、他の一般企業とは異なる特殊性がある。

今日、病院の機能面における拡充は極めて著しく、病院の重装備化と組織の複雑化は飛躍的に進み、これに伴って病院経営管理の重要性はますます大きくなってきており、病院経営管理体制の確立と管理技術の普及は医療行政において重要な課題となっている。

このため、厚生省においては、都道府県を通じて病院経営管理指導に当たるとともに、毎年都道府県の担当者を対象に「病院経営管理指導講習会」を開催して経営管理指導の充実強化を図っているところである。

また、病院管理に関する研究及び研修機関として設置されている「病院管理研究所」においても、55年度までに医療機関の従事者等を対象に1万7,730人に及ぶ研修を実施し、病院管理関係者の資質の向上に努めている。

(3) 医療監視

医療監視は、医療機関が医療法その他の法令に定められた人員、構造設備等を有し、かつ、適正な医療を供給する体制を確保しているかを監視する制度である。

この医療監視の充実を図るため、毎年医療監視員講習会を実施してその知識の向上を図っているが、更に、国立公衆衛生院において診療放射線部門専門の研修制度「放射線監視(医療)コース」を設け、診療放射線の防護に関する医療監視員の知識の普及を図る等質的な向上に努めている。一方、量的な確保についても、47年3,701人から55年5,475人と医療監視員の大幅な増員が図られている。また、55年富士見産婦人科病院事件を契機として、各病院内において、無資格者による医療行為が行われることのないよう厳重に注意を促す等、医療機関に対する指導監督の徹底を図ることとしたところであり、今後とも引き続き国民に対し適切な医療を供給する体制を確保するため、医療監視体制の一層の充実強化を図ることとしている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第4節 医療に関する研究開発

1 概説

我が国はもとより,世界各国における近年の医学医術の進歩には目をみはるものがあり,それに伴って,より高度な診断・治療方法の研究開発に対する社会的要請は一段と強まっている。また,質・量両面にわたる医療需要の増大に対応して,高度の医療技術を地域格差なく普及させるための技術開発の必要性も大きくなっている。

このような問題解決のために,個々の疾病の原因及び病態の研究,治療方法の改良,高度な診療技術の開発,臓器移植や人工臓器の開発などの広範囲な医学研究が,分子生物学,生体工学,生物化学,電子工学,高分子化学等関連科学分野の協力の下に進められている。また,医療の場にシステム工学などの情報科学の成果を取り入れる医療情報システムの開発も積極的に進められている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第4節 医療に関する研究開発

2 医療に関する研究開発

高度の医療技術の開発は医学研究の大きな目標であり,このような医療技術の向上をめざす研究の推進を図るため,厚生省は39年度より新医療技術研究費補助金(56年度4,100万円)を研究者に交付し,心電図,脳波等の各種の生体情報を取り出す技術の開発や生体情報の処理技術の開発,更には検体自動分析の技術の開発などを進めている。

また,重要な器官や臓器の機能喪失に対処するため,人工的な材料や機器を用いてそれらの機能代償をするいわゆる「人工臓器」の研究も行っており,その中には心臓ペースメーカー及び高分子材料を用いた人工血管,人工関節等生体機能を一部代償するものから,人工腎臓や電動義肢,更には人工心臓など高度の代償機能を持つ人工臓器の開発に向かっても研究が進められている。また,高度の技術を駆使する診断・治療機器は一方において,予知し得ない危険も併せ持つ可能性もあることから,人間工学的配慮を加えた安全な機器の開発も併せて進められている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第2章 医療制度

第4節 医療に関する研究開発

3 医療情報システム

医療機関相互の有効かつ効率的な連携を図る見地から、医療の分野における情報システムの開発が各方面より期待されている。

厚生省では、47年10月に、医療情報システム検討会を設け、48年度より医療情報システムの開発に着手し、翌49年度にはその拠点として、通商産業省との共管で財団法人医療情報システム開発センターを設立した。

54年度までに医療情報システムの研究開発に関する基礎的な調査研究の成果に基づいて、次のような事業が開発されてきた。その第1は地域医療情報システムのフィールド(モデル地域)における開発、実験、評価である。

地域医療情報システムとは、地域における多様な保健医療情報及びその地域の限られた医療資源を有効かつ効率的に活用して、住民に対する生涯を通じての包括的な保健医療サービスの実現を目的とした情報システムである。

現在までに、救急医療情報システム、積雪地帯における医療連携システム、離島医療システム、県立病院を中心とする医療連携システム及び臨床検査情報システムの開発を終了したが、54年度から更に、都市型健康管理システム、農村型健康管理システム、老人保健福祉情報システム、へき地包括医療情報システムの開発を行っている。

第2は病院情報システムの研究開発である。これは医療機関の診療機能の向上及び管理運営の効率化を図るため、コンピュータを中心とした情報処理技術及び自動化機器等を病院業務に適用する情報システムである。この分野では、従来より医療資源の有効利用を図る見地から共同利用型病院情報システムの開発を進めてきた。

共同利用型病院情報システムとは、複数の病院に共通する情報処理を通信回線を介して一括処理するもので、ハードウェア、ソフトウェア等を共同利用し、高度な病院情報システムを容易に、かつ、経済的に利用できるようにすることを目的とするものである。

このうち医事会計業務が、既に実用化されており、現在、関東近在の国立病院を中心に、15病院が加入して稼働中であるが、56年度以降更にこれを基礎にして、管理業務、病棟・オーダー業務、診療補助業務の研究開発を進めるとともに、これらの業務を支えるために必要な医学用語コードの標準化と病名を中心とするソーラス(同義、階層、関連関係などによって整理された用語の体系)の開発を行っている。

第3は医療情報サービスシステムの研究開発である。これは、医療に関する最新の情報を収集整理し、必要時に医療関係者に迅速に提供して医療の質的向上をめざす情報システムである。このシステムでは、腎移植患者管理情報、心電図自動診断、耐性菌情報を手がけ、その一部については、既に実用化段階に達している。また、研究開発が終了したシステムについて普及運用を図るため医療情報システムの研修等の事業も行われている。

以上述べた医療情報システム開発の最終目標は保健医療サービスの向上ということにあるので、技術開発

に偏することのないよう留意するとともに,情報処理の集中化に伴う個人の秘密保護についても十分配慮しつつ開発を進めている。